

令和7年度 船舶に係る固定資産申告に当たっての留意事項

1. 提出期限 令和7年1月31日（金）期限は厳守してください。なお、特別な事情等により提出が遅れる場合は、その旨を必ず連絡してください。

2. 提出先及び連絡先 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 総務省 自治税務局 固定資産税課 償却資産係
電話番号：03-5253-5111（代表） （内線：23628、23623）

メール：syokyaku@soumu.go.jp

※原則データ（Excel）による提出をお願いいたします。（データ量が多く送付困難である場合には個別にご相談ください。）
電子媒体による提出が困難な事業者様については、従来の紙による申告でも受け付けております。

3. 整理番号 申告受付事を円滑に進めるため、船舶の所有者ごとにアルファベット1文字に続き3桁のアラビア数字を付しています。（例：A900）

4. 提出書類 ※（1）及び（2）（イを除く）は必ず提出してください。

（1）申告者ごとに提出すべきもの

ア. 固定資産申告書（別添様式による。） ※押印不要

※船舶が共有資産である場合は、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告書を別途作成し、提出してください。なお、整理番号については、現在付与しているものから変更しないでください。

（2）船舶ごとに提出すべきもの

ア. 船舶明細書及び改良費に係る明細書（付属表1（その1）の様式による。）

① 総務大臣申告対象の船舶の取得価額、取得年月日、耐用年数がわかる直近年度の固定資産台帳又は減価償却内訳明細書を提出してください。

② 今年度から総務大臣申告となる船舶については、上記①に加え船舶国籍証書又は仮船籍国籍証書を提出してください。

※ 決算等の関係で②の船舶の台帳が提出できない場合は、取得年月日、取得価額、耐用年数がわかる売買契約書等の書類を提出してください。

③ 前年内に新たに改良又は撤去を行った場合においても、①と②※の記載内容同様、取得価額がわかる書類を提出してください。

※ 改良費の申告漏れが多く見受けられます。法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、船舶の資本的支出として計上すべき額は船舶の改良費として申告する必要があります。

イ. 共有者に関する調（付属表1（その2）の様式による。）※船舶が共有資産である場合は提出してください。

ウ. 價額等算出表（付属表2の様式による。）

（ア）前年に総務大臣申告を行っている船舶（令和6年度の価額を仮計算したものを送付していますので、確認の上、以下の処理を行ってください。）

①令和6年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日まで）に改良、撤去がない場合は、送付した価額等算出表をそのまま返送してください。

②令和6年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日まで）に改良、撤去がある場合は、正しい数値に訂正し送付してください。

（イ）新造船や中古船を取得した場合

価額等算出表（付属表2）に正しい数値（取得価額等）を記入し、送付してください。

（ウ）上記以外の場合（前年に都道府県知事や市町村長に申告を行っている等）

価額等算出表（付属表2）に正しい数値（前年度の価額等）を記入し、送付してください。

※ 価額等算出表は令和6年度申告内容に基づいて作成されるものです。令和6年中に改良、撤廃、特例適用がある場合は本記載には反映されておりませんのでご留意ください。

エ. 船舶入港回数調（付属表3の様式による。）※できるだけ付属表3の様式を使用してください。

※**港コード一覧表上で、同一の港コードの場合は合算し、一覧表に記載の無い港は同一市町村内で最も近い港を記載してください。**

オ. 申告する船舶に係る法人税申告明細書（法人税法施行規則別表16（1）又は別表16（2））の写し

（3）地方税法第349条の3第4項の規定による課税標準の特例の適用を受ける船舶については、次のア.に掲げる書類を提出してください。

※必要書類の提出がない場合は、特例の適用は受けられません。

ア. 外航船舶の適用を受ける場合（別表2「外内航船舶判定根拠法令」参照）

（ア）外航船舶に関する調（付属表4の様式による。）

（イ）外航実績表（付属表5の様式による。）

（ウ）外航船舶として就航したことを認定するために必要な資料

（4）令和6年1月2日から令和7年1月1までの間、引き続き日本の港に寄港しなかった船舶については、原則として令和7年度は課税客体外として取り扱うことになりますので、その事実を証明する資料としてア.、イ.及びウ.を提出してください。

ア. 令和6年1月2日から令和7年1月1までの間の航海日誌（船員法第18条）の写し

イ. 令和6年1月2日から令和7年1月1までの間の外航船舶運航実績報告書（海上運送法第24条、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第3条）の写し

ウ. 漁船、作業船等の船舶の種類により、所管官庁への提出資料等、課税客体外であることを確認することができる資料

（5）地方税法附則第15条第8項に基づく国際船舶の特例の適用を受ける場合は、次のア.及びイ.に掲げる書類に加え、ウ.にいう確認及び証明を受けている船舶はその確認書及び証明書を、受けていない船舶はエ.に掲げる書類を提出してください。※提出がない場合は、特例の適用は受けられません。なお、可能な限りウ.の確認及び証明を受けるようにしてください。

ア. 外国貿易船就航調（付属表6の様式による。記載については、「5. その他（3）」及び「記載例（付属表6）」を参照すること。）

イ. 外国貿易船として就航したことを認定するために必要な資料（詳細については、「5. その他（4）」を参照すること。）

ウ. 海上運送法施行規則第43条第2項に規定する国土交通大臣の確認を受け、さらに国土交通省から当該船舶が地方税法施行規則附則第6条第27項第2号に規定する船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第2条の2第2項第2号の設備又は同号に規定する衛星航法装置等を備えている旨の証明を受けている場合

（ア）その確認書及び証明書

エ. 上記の確認、証明を受けていない場合

当該船舶が海上運送法施行規則第43条第1項に規定する国際船舶に該当し、地方税法施行規則附則第6条第27項第2号に規定する設備を有することを証する、次(ア)及び(イ)に掲げる書類を提出してください。

- (ア) 船舶安全法施行規則第33条に規定する「船舶検査証書」の写し
- (イ) 次のいずれかに該当する船舶であることを証明する書類

① 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第63条第5号の事由に該当するものとして船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項の許可を受けた船舶（混乗船）の場合は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項に基づく「乗組み基準特例許可証」の写し並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第2条の2第2項第2号の設備又は船舶自動化設備特殊規則第5条の衛星航法装置、同規則第5条の2の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程第146条の25第1項の船速距離計（ドプラ式のものに限る。）若しくは同規程第146条の43のサイドスラスター（船首に設置されているものに限る。）を備えていることを証明する造船所の確認書

② 液化天然ガス運搬船（LNG船）の場合

船舶自動化設備特殊規則第5条の衛星航法装置、同規則第5条の2の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程第146条の25第1項の船速距離計（ドプラ式のものに限る。）若しくは同規程第146条の43のサイドスラスター（船首に設置されているものに限る。）を備えていることを証明する造船所の確認書

③ ロールオン・ロールオフ船（RO-RO船）の場合

船舶自動化設備特殊規則第5条の衛星航法装置、同規則第5条の2の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程第146条の25第1項の船速距離計（ドプラ式のものに限る。）若しくは同規程第146条の43のサイドスラスター（船首に設置されているものに限る。）を備えていることを証明する造船所の確認書

- (6) (5) の要件を満たす船舶のうち、特定船舶導入計画の認定を受ける場合は、外国貿易船就航調（付属表6）の特定船舶欄にチェックを入れ、特定船舶導入計画が認定されたと確認できる資料（地方税法施行規則附則第6条第28項の証明申請証等）をご提出ください。
- (7) 地方税法第349条の3第6項の規定に基づく離島航路事業用内航船舶の特例の適用を受ける場合は、離島航路事業用内航船舶に関する調（付属表7）及び離島航路事業用内航船舶として就航したことを認定するために必要な資料（運行日程表や船舶動態表等）をご提出ください。
- (8) 地方税法附則第56条第12項、同条第15項、旧地方税法附則第56条第15項及び地方税法第349条の3の4の規定に基づく被災代替償却資産に対する固定資産税の特例の適用を受ける場合は、代替資産対照表（付属表8）を提出してください。（※対象資産を所有する方は事前にご連絡ください。）

5. その他

- (1) 申告書及び付属表は同封のものを必ず用いることとし、不足する場合は連絡先に請求するか、コピー等で作成して用いてください。また、申告に当たっては、各船舶ごとに付属表をまとめ、申告書に記載した船舶の順に並べて提出してください。
- (2) 令和6年度に申告した者が付属表2「令和7年度価額等算出表」を記載する場合は、同表の記載要領によるほか、「令和7年度価額等算出表」（令和6年度の申告者に対して既に送付した電算出力表）と照合し、記載してください。※付属表2と令和6年度価額等算出表との関係については別表3を参照してください。
- (3) 国際船舶としての特例の適用を受けることのできる場合とは、「海上運送法第44条の2に規定する国際船舶のうち総務省令で定めるもの」（地方税法附則第15条第8項）であり、原則として、前年中においてとん税法第2条第1項の外国貿易船として就航した日数の全就航日数に対する割合が2分の1を超える船舶（地方税法施行規則附則第6条第28項第1号）です。したがって、外国貿易船として就航した日数及び全就航日数を算定する必要がありますので、下記記載要領により付属表6に必要事項を記入して提出してください。なお、「外国貿易船として就航した日数」には、外国と外国との間の貿易（いわゆる三国間貿易）に従事した期間は含まれないので、注意してください。

付属表6 記載要領

- ① 「全就航日数（I）」とは、令和6年中に実際に就航した日数（荷役のためのてい泊数を含む）であり、けい船日数及び修理のための入渠日数を除くものであること。
- ② 「外国貿易船としての就航日数（A）」には、原則として、令和6年中における次の(ア)、(イ)及び(ウ)の期間を合計したものを記入してください。ただし、(ア)、(イ)及び(ウ)の期間以外の期間で外国貿易船として就航していると認定すべき特別な事情がある場合は、その期間及び具体的な就航状況を備考欄に記入してください。
- (ア) 「出港月日（C）」から「入港月日（D）」までの期間
- (イ) 「入港月日（D）」から「出港月日（E）」までの間において外国貿易船としての資格を変更していなければその期間、変更している場合には変更月日までの期間
- (ウ) 「出港月日（E）」から「入港月日（F）」までの期間
- ③ 「外国の仕出港名及びその出港月日（C）」には、本邦の港（（D）欄記載の港）への入港時に税関に提出した「入港届」記載の「仕出港及びその出港年月日」によって記載してください。
- ④ 「最終仕向港名及びその入港月日（D）」には、本邦の港への入港時に税関に提出した「入港届」記載の「最終仕向港」の港名及びその入港月日を記載してください。
- ⑤ 「本邦の仕出港名及びその出港月日（E）」には、本邦の港からの出港時に税関に提出した「出港届」記載の「仕出港及びその出港年月日」によって記載してください。
- ⑥ 「最終仕向港名及びその入港月日（F）」には、本邦の港（（E）欄記載の港）からの出港時に税関に提出した「出港届」記載の「最終仕向港」の港名及びその入港月日を記載してください。

（4）外国貿易船として就航したことを認定するために必要な資料について

ア. 提出書類

次に掲げる1.又は2.のいずれかを提出してください。やむを得ない事情により、1.又は2.を提出できない場合にあっては3.を提出してください。

- 付属表6「令和7年度外国貿易船就航調」に記載した本邦の入（出）港地のうち、（D）欄及び（E）欄に記載したものについて、当該港を管轄する税関に提出した関税法第15条第3項及び第17条第1項の規定による入（出）港届の写し
※ただし、入港届の写しは、当該入港届の写しが原本と相違ない旨の税関の証明があるものに限ります。また、出港届の写しは、当該出港届に關税法第17条第1項の規定による税関長の許可印の押捺があるものの写し又は当該出港届の写しが原本と相違無い旨の税関の証明があるものに限ります。
- 付属表6「令和7年度外国貿易船就航調」に記載した本邦の入（出）港地のうち、（D）欄及び（E）欄に記載したものについて、当該港を管轄する税關の關稅法第102条第1項の規定による入（出）港届が提出されたことの證明書
- 「航海日誌」又は「航海撮用日誌（アブログ）」の写し
※ただし、当該書類については航路、積み荷の状況、船長の署名等が記載され、外国貿易船であることを認定することができるものに限ります。

イ. 提出枚数

付属表6「令和7年度外国貿易船就航調」に記載した本邦の入（出）港地のうち、（D）欄及び（E）欄に記載したものが、5回を超える場合は、ア. の
1. 又は2. の書類のうち、いずれか5回分の入（出）港に係るものを提出してください。

- (注) 1. 令和6年中に外国貿易船としての資格を変更した場合は、外国貿易船としての資格を有していたことの証明書を併せて提出してください。
2. 証明書の交付申請については、下記証明書交付申請要領を参照してください。

[証明書交付申請要領]

1. 証明書の交付申請先

証明書の交付申請は、入港届、出港届又は船舶資格変更届を提出した税関（警務担当部門）に対して行ってください。

2. 証明書交付申請書

証明書の交付申請は、所定の「証明書交付申請書」により行ってください。なお、この用紙は税関庁舎内にある販売所で求められます。

3. その他

(1) 入（出）港届の写しが原本と相違ない旨の証明を申請する際は、入（出）港届の写しを併せて提出してください。

(2) 入（出）港届が提出されたことの証明書の交付申請については記載例1を参照してください。

(3) 外国貿易船としての資格を有していたことの証明書の交付申請については、記載例2及び記載例3を参照してください。

[記載例 (付属表 6)]

付属表 6

令和 7 年度

外 国 貿 易 船 就 航 調

特定船舶の該当 □		所有者名		船名			
外 国 貿 易 船 と し て の 就 航 日 数 の 算 定	外 国 貿 易 船 と し て の 就 航 日 数 (A)	外国からの本邦の最終仕向港まで		本邦から外国の最終仕向港まで			
		外 国 の 仕 出 港 か ら 本 邦 の 最 終 仕 向 港 ま で の 航 路		入港届の記載		本邦から外国の最終仕向港までの航路 (G)	
				外 国 の 仕 出 港 名 及 び そ の 出 港 月 日 (C)	最 終 仕 向 港 名 及 び そ の 入 港 月 日 (D)		
	121日	ロサンゼルス→ハワイ	ロサンゼルス (1/10)	川崎 (2/20)	横浜 (3/1)	ハンブルグ (5/9)	大阪→神戸→ホンコン→シンガポール→リスボン→ハーフード→ハンブルグ
	55日	ロンドン→リスボン→チュニス→ボンベイ→シンガポール	ロンドン (10/10)	名古屋 (10/30)	東京 (11/15)	ロサンゼルス (12/3)	シアトル→サンフランシスコ→ロサンゼルス
	28日	ロサンゼルス (12/3)					
	計 (H)	204日	備考				
			1. ロサンゼルス (12/3) から本邦 (横浜) に向けて航行中 2. ロサンゼルス (1/10) まで及びハンブルグ (5/9) からロンドン (10/10) までは三国間貿易に就航				
けい船日数		0日					
修理のため の入渠日数		0日					
全就航日数 (I)		365日					
$\frac{(H)}{(I)} \times 100$		56%					

(記載例1)

申請番号

証明書交付申請書

令和 年 月 日

税関長 殿

申請者

住所

氏名

又は

名称

関税法第102条第1項の規定により、下記の通り証明書の
交付を申請いたします。

証明の 内 容	令和 年 月 日〇〇港に（を）入港 (出港) した外国貿易船〇〇丸（所有者〇〇〇）について、 関税法第15条第3項(第17条第1項)の規定による 入港（出港）届が提出されたこと。
証明書 を必要 とする 理 由	船舶の固定資産申告のため
手数料	

(記載例2)

申請番号

証明書交付申請書

令和 年 月 日

税関長 殿

申請者

住所

氏名

又は

名称

関税法第102条第1項の規定により、下記の通り証明書の
交付を申請いたします。

証明の 内 容	令和 年 月 日〇〇港において沿海 通航船（特殊船舶）〇〇丸（所有者〇〇〇）について、 関税法第25条の規定による船舶資格変更届が提出され、 外国貿易船に資格を変更したこと。
証明書 を必要 とする 理 由	船舶の固定資産申告のため
手数料	

(記載例3)

申請番号

証明書交付申請書

令和 年 月 日

税関長 殿

申請者

住所

氏名

又は

名称

関税法第102条第1項の規定により、下記の通り証明書の
交付を申請いたします。

証明の 内 容	令和 年 月 日〇〇港において外国 貿易船〇〇丸（所有者〇〇〇）について、関税法第25 条の規定による船舶資格変更届が提出され、沿海通航船 (特殊船舶)に資格を変更したこと。
証明書 を必要 とする 理 由	船舶の固定資産申告のため
手数料	

別表1

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

(注) 「前年中取得のもの」の欄は、半年分の減価残存率、「前年前取得のもの」の欄は、1年分の減価残存率である。

別表 2

外内航船舶判定根拠法令

	地方税法第三百四十九条の三第四項
根拠法	主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるもの（以下この項及び次項において「外航船舶」という。）又は外航船舶以外の船舶のうち主として遠洋区域を航行区域とする船舶で外航船舶に準ずるものとして総務省令で定めるもの（以下この項及び次項において「準外航船舶」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、外航船舶にあつては当該外航船舶の価格の六分の一の額とし、準外航船舶にあつては当該準外航船舶の価格の四分の一の額とする。
	地方税法施行規則第十一條の二（法第三百四十九条の三第四項の船舶）
外航船舶	<p>法第三百四十九条の三第四項に規定する主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるものは、次に掲げる船舶とする。</p> <p>一. 次に掲げる船舶（以下この項において「総トン数五百トン以上の船舶等」という。）であつて、当該年度の初日の属する年の前年（以下この項において「前年」という。）中の外航就航日数の全就航日数に対する割合（以下この項において「外航就航率」という。）が二分の一を超えるもの</p> <p>イ. 総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下この項において同じ。）五百トン以上の船舶</p> <p>ロ. 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の規定による許可に係る船舶（次項において「許可に係る船舶」という。）又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第四十条の規定による届出をして漁獲物を輸送する船舶（第四号及び次項において「運搬船」という。）であつて総トン数九十トン以上五百トン未満のもの</p> <p>ハ. 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の四第二項又は第二十条第一項の規定による届出をして旅客を輸送する船舶であつて総トン数百トン以上五百トン未満のもの</p> <p>二. 前年中の外航就航率が零を超えて、二分の一以下である総トン数五百トン以上の船舶等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの</p> <p>イ. 前年四年から前々年までのいずれかの年において外航就航率が二分の一を超えていたこと。</p> <p>ロ. 前年中にとん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第二条第一項の外国貿易船として特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第一条第一項に規定する開港に入港した回数が三以上であること。</p> <p>三. 前年中の外航就航率が零である総トン数五百トン以上の船舶等であつて、前年四年から前々年までのいずれかの年において外航就航率が二分の一を超えて、かつ、外航就航実績のあつた年が、前年四年以前に建造されたものについては前年四年から前々年までに三年以上、前年三年中及び前年二年中に建造されたものについては二年以上あるもの</p> <p>四. 前年中に建造された総トン数五百トン以上の船舶等であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ. 総トン数五百トン以上の船舶であつて、総務大臣が当該船舶の構造、資格等からみて主として遠洋区域を航行区域とすると認めるもの</p> <p>ロ. 総トン数九十トン以上五百トン未満の船舶であつて、主として漁業法第三十六条第一項の規定による許可を受けて行う漁業に従事すると認められるもの</p> <p>ハ. 総トン数九十トン以上五百トン未満の運搬船</p> <p>ニ. 総トン数百トン以上五百トン未満の船舶であつて、主として海上運送法第十九条の四第二項又は第二十条第一項の規定による届出をして旅客を輸送していると認められるもの</p>
準外航船舶	2. 法第三百四十九条の三第四項に規定する外航船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶は、許可に係る船舶、運搬船並びに漁業の許可及び取締り等に関する省令第四十一条の規定による届出をして使用する火船及び魚探船で、総トン数四十五トン以上九十トン未満のものとする。
内航船舶	上記以外の船舶（専ら遊覧の用に供する船舶等、特例非該当の船舶は除く）

別表3 「令和6年度価額等算出表」と付属表2「令和7年度価額等算出表」との関係

令和6年度 価額等算出表						
区分	取得価額 (イ)円	令和5年度 の価額(ロ)円	令和5年中に撤去 された資産の価額 (ハ)円	(イ)-(ロ) (ニ)円	耐用 年数 (ホ)	減価 残存率 (ヘ)
本体部	900,000,000	160,612,175		160,612,175	10	0.794
(注2) 令和5年 1月1日 以前の改 良部分	最低限度 に達した もの 8,000,000	450,533		450,533		400,000
最低限度 に達しな いもの 7,000,000	6,279,000		6,279,000	0.794	4,985,526	
令和5年1月2日 以降の改良部分	3,000,000			0.897	2,691,000	
計	918,000,000	167,341,708	0	167,341,708		135,602,592

令和7年度 価額等算出表						
区分	取得価額 (イ)円	令和6年度 の価額(ロ)円	令和6年中に撤去 された資産の価額 (ハ)円	(イ)-(ロ) (ニ)円	耐用 年数 (ホ)	減価 残存率 (ヘ)
本体部	(注1) 850,000,000	127,526,066	(注1) 7,084,780	120,441,286	10	0.794
(注2) 令和6年 1月1日 以前の改 良部分	最低限度 に達した もの 8,000,000	400,000	(注3) 400,000			400,000
最低限度 に達しな いもの 10,000,000	7,676,526	(注5) 7,676,526	7,676,526	0.794	6,095,161	
令和6年1月2日 以降の改良部分	1,000,000			0.897	897,000	
計	869,000,000	135,602,592	7,084,780	128,517,812		103,022,542

(注1)について

令和6年中に資産が撤去された場合は、撤去された資産に係る取得価額を令和6年度価額等算出表の「取得価額(イ)」欄の額から控除し、控除後の額を令和7年度価額等算出表の「取得価額(イ)」欄に記載してください。

(左記の例は、令和6年中に本体部から取得価額が50,000,000円に相当する資産が撤去されたもの。)

(注2～5)について

令和6年度価額等算出表の「改良部分」の「最低限度に達しないもの」の欄に記載されている改良部分で令和7年度(令和7年1月1日現在)の価額が最低限度(取得価額の5%)に達するものについては、令和6年度価額等算出表の「令和6年1月1日以前の改良部分」の「最低限度に達したもの」の欄に記載してください。

したがって、令和7年度価額等算出表の「令和6年1月1日以前の改良部分」の「最低限度に達しないもの」の欄には、令和6年度価額等算出表の「改良部分」の「最低限度に達しないもの」の欄に記載された額から、令和7年度において最低限度に達することとなる改良部分に係る額を控除した額及び令和6年度価額等算出表の「令和5年1月2日以降の改良部分」の額を合算し、「取得価額(イ)」及び「令和6年度の価額(ニ)」の欄にそれぞれ記載してください。